会計ハ総務委員会ニ於テ選挙シ委員長ヲ補ケテ専ラ会務ヲ掌ルモノトス

五、書記一名トス
書記ハ総務委員会ニ於テ選挙シ委員長ヲ補ケテ事ニ会務ニ必要モノトス

六、役員 役員ノ任期ハ大会ヨリ次ノ年次大会迄トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第五条 本会ノ会議ヲ分ケテ左ノ二種トス
一、大会 二、総務委員会
大会ハ毎年一回以上開催シ本会重要事項ヲ審議ス
総務委員会ハ毎月一回以上委員長之ヲ召集シ本会ノ一切ノ会務ヲ
委員ヨリ請求アル場合ハ委員長臨時ニ之ヲ開催ス

第四章 会計

第六条 本会ノ経費ハ会員数ニ按シ加盟団体ニテ之ヲ負担スル所ニ依ルモノトス

第五章 附則

第七条 本会則ハ総務委員会ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ改正スルコトヲ得
第八条 本会則ハ大正九年八月二十八日ヨリ施行ス

大正十年七月
日本労働総同盟 改定
東京聯合会

行動

一、従来友愛会ハ関東関西ニ二大会ヲ置キ出張所ヲ設ケ関東出張所主任ニ松岡駒吉之ニ当リ東京市内及東京以東ノ支部会合ヲ統轄シ来リ然ルニ大正八年八月第七週年大会ニ於テ友愛会ノ組織ニ変更シ総同盟ト為シ支部会合ハ漸次組合（産業又ハ職業別）トナストナリ従テ友愛会出張所トシテハ意味ナサザルコトトナリタルヲ以テ各組合ノ地的聯合会ヲ組織スル必要ヲ生シタルニ拠リ大正九年八月三十一日午前十時ヨリ友愛会本部ニ於テ関東出張所

大会ヲ開催
（一）東京聯合会ヲ組織スル件
議決採択
執行採用
聯合会費
（一）各地方委員会数七名 （二）幹部総会
主事第一会
一ケ月金五銭トス（婦人ハ一年免除ス）
（二）関東出張所ノ廃止ヲ本部ニ請願スル
ノ二項ヲ可決茲ニ従来ノ関東出張所ヲ廃止シ聯合会ヲ組織スルコトトナレリ

一、右大会ニ於テ建議委員ハ左ノ建議案ヲ採決セリ
（一）東京聯合会ニ宣伝部ヲ新設シ統一的計画ヲ立テ宣伝ヲナスコト
（二）右東京聯合会ニ於テ労働講習会ヲ新設シ幹部ヲ養成スルコト
（三）聯合会会館建設ノ件
（四）聯合会独立雑誌発行ノ件

一、大正九年九月二十五日友愛会本部ニ於テ臨時地方委員会開催高田和逸外八名集会旧城東聯合会会ハ目下ノ地平ノ決計セ排斥ノ結果事実上東京聯合会トノ意見疏通シ欠キ尚合併スルニ至ラズ之ガタメ関西大会出席代議員ノ選挙ニ就テモ選延シ来シ於ル状況ナルニヨリ其融和ヲ計ルベク明午九月午后高田、林七蔵三名旧城東聯合会ヲ訪問スルコトニ決定シ午后九時四十分散会セリ